

## 富山県キャンプ協会規約

### 第1章 総則

(名称)

第 1 条 本会は、富山県キャンプ協会（以下、本会という）と称する。

(事務所)

第 2 条 本会の事務局を富山市安野屋町 1-2-5 ヨットマン内におく。

### 第2章 目的と事業

(目的)

第 3 条 本会は、富山県を代表するキャンプ団体として、キャンプを中心とする野外活動の健全な発展と普及に貢献し、会員相互の連携と資質の向上をはかる。

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) キャンプを中心とする野外活動の普及及び調査・研究。
- (2) キャンプに関する研究会、研修会、講習会等の開催。
- (3) キャンプ指導者の養成および認定、選考。
- (4) 指導者、講師等の派遣。
- (5) キャンプに関する情報の収集および提供。
- (6) 関係団体との交流。
- (7) その他本会の目的達成に必要な事業。

### 第3章 会員

(会員)

第 5 条 本会の会員は次の個人または団体をもって構成する。

- (1) 正会員 第4条の目的に賛同し、会の運営及び参加するために入会した個人及び団体。総会における議決権を有する。
- (2) 普通会員 組織的にキャンプを実施する団体及びキャンプを愛好する個人。総会における議決権を有しない。
- (3) 賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した個人及び団体。総会における議決権を有しない。
- (4) 名誉会員 本会に功労があった個人及び団体。総会における議決権を有しない。

(入会)

第 6 条 前条 (1) ～ (3) の会員になろうとする者は、別に定める申込書により会長宛て申し込むものとし、以下のいずれかの方法によるものとする。

- (1) 正会員 本会会長宛てに入会申請をし、会長が承認した個人及び団体
- (2) 普通会員 日本キャンプ協会に登録をし、登録県名を富山県とした指導者または本会会長宛てに入会申請をした個人または団体
- (3) 賛助会員 本会会長宛てに入会申請をした個人または団体
- (4) 名誉会員 本会に功労があった個人または団体

(会費)

第 7 条 日本キャンプ協会に登録していない会員は、毎年 2,000 円を年会費として納めるものとする。

- 2 名誉会員は年会費を納入することを要しない。
- 3 既納の納入金はいかなる場合も返金しない。

(会員資格の喪失)

- 第 8 条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
- (1) 退会届を提出したとき
  - (2) 本人が死亡し、または会員である法人・団体が解散または消滅したとき
  - (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき
  - (4) 継続して2年以上総会に参加しないとき（表決に必要な書面または委任状を提出した場合を除く）但し、引き続き普通会员としての資格は有効である。
  - (5) 除名されたとき
- 2 普通会员が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
- (1) 退会届を提出したとき
  - (2) 本人が死亡し、または会員である法人・団体が解散または消滅したとき
  - (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき
  - (4) 日本キャンプ協会の登録が抹消されたとき
  - (5) 除名されたとき
- 3 賛助会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
- (1) 退会届を提出したとき
  - (2) 本人が死亡し、または会員である法人・団体が解散または消滅したとき
  - (3) 除名されたとき

(退会)

- 第 9 条 会員が退会しようとするときは退会届を会長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

- 第 10 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の出席者（委任状を含まない）の3分の2以上の議決に基づいて除名することができる。その場合には、その会員に対して議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 本会の規約に違反したとき
  - (2) 本会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為があったとき
- 2 その場合、会員は理事会に異議を申し立てることができる。
- 3 異議申し立てのあった場合、理事会は第3者を含む調査委員会を構成し、申し立て事項についての調査を命じ、報告を受ける。
- 4 理事会は調査報告を受け、裁定を下す。

(抛出金の不返還)

- 第 11 条 既納の会費及びその他の抛出金は返還しない。

第4章 役員

(役員)

- 第 12 条 本会に次の役員をおく。
- (1) 会 長 1名
  - (2) 副会長 2名以上5名以下
  - (3) 理事長 1名
  - (4) 副理事長 2名以上5名以下
  - (5) 理 事 5名以上20名以下
  - (6) 事務局 2名以上5名以下
  - (7) 監 事 2名

第 13 条 本会運営の必要に応じ、顧問、参与等の名誉役員をおくことができる。

(役員職務)

第 14 条 会長は本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 理事長は理事会を代表し、会務を遂行する。

4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときは、その職務を代行する。

5 理事は、理事会を構成し、会務を遂行する。

6 事務局は、理事長及び副理事長を補佐し、会務を処理する。

7 監事は、本会の事業及び財務を監査する。

(役員選任等)

第 15 条 会長、理事及び監事は、正会員の中から総会において選任する

2 副会長は理事会の同意を得て会長が選任する。

3 理事長、副理事長、事務局は理事の互選により選出する。

4 役員任期は2年とする。但し再任を妨げない。

(役員解任)

第 16 条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事の4分の3または正会員の4分の3以上の決議により会長がこれを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

## 第5章 会議

(総会)

第 17 条 総会は定期総会と臨時総会とし、正会員の3分の1以上の出席（委任状を含む）をもって成立する。

2 総会は年1回以上開催し、会長がこれを招集し、議長を務める。

3 次の場合は臨時総会を開くことができる。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 正会員の5分の1以上の要求があったとき

4 総会は次の事項を審議決定する。

(1) 事業計画・執行に関すること

(2) 予算・決算の承認に関すること

(3) 役員選出に関すること

(4) その他、必要事項に関すること

5 総会の議決は出席者（委任状を含まない）の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる

6 総会は議事録を作成し、議長及び出席者2名が署名し、保管する。

(会員への通知)

第 18 条 総会の議事内容は全正会員に通知する。

(理事会)

第 19 条 理事会は理事をもって構成する。

2 理事会は理事長が招集し、理事長が議長となる。

3 理事会は次の事項について審議し、会務を処理する。

(1) 総会から付託された事項

- (2) 総会を招集する時間がなく緊急を要する事項
- (3) その他、必要と認める事項
- (4) 理事会の議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決すところによる。

(事務局)

- 第 20 条 事務局に事務局長及び事務局員をおく。
- 2 事務局長は、この会の事務を総括する。
  - 3 事務局員は、事務局長を補佐して庶務及び会計の任にあたる。

(経費)

- 第 21 条 本会の経費は次のものをもって充てる。
- (1) 会費
  - (2) 入会金
  - (3) 寄付金
  - (4) 事業に伴う収入
  - (5) その他の収入
- 2 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
  - 3 会員の入会金及び会費については別に定める。

(規約の改正)

- 第 22 条 この規約は、総会において出席者の3分の2以上の同意を得て改正することができる。

(解散)

- 第 23 条 本会は次に掲げる事由により解散する。
- (1) 総会の議決
  - (2) 目的とする活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠乏
  - (4) 合併
- 2 前項第一号の事由により解散する場合は、総会出席者の過半数の承諾を得なければならない。
  - 3 解散のときに存する残余財産は(社)日本キャンプ協会に帰属させるものとする。

(合併)

- 第 24 条 本会が合併しようとするときは、総会出席者の過半数の承諾を得なければならない。

(付則)

- 第 24 条 この規約の施行に必要な細則は、理事会でこれを定める。
- 2 本規約は平成23年4月1日より施行する。